

学校において予防すべき感染症

2024 年度 4 月

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記の通りです。学校感染症に罹患の場合は出席停止となり登校できません。出席停止期間は以下のとおりです。学校感染症や流行性疾患にかかった時は、担任、または保健室へ連絡をください。欠席にはならないので、治療に専念してください。

		病 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	感染症予防法 の一類及び二 類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南 米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急 性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器 症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型 インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第 二 種	空気感染また は、飛沫感染す る感染症で児 童生徒の罹患 が多く、学校に おいて流行を 広げる可能性 の高いもの	新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日 から1日を経過するまで
		インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1型を除く）	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日 から2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤 による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日ばしか）	発疹がすべて消失するまで
		水 痘（水ぼうそう）	すべての発疹の痂皮化（かさぶた）するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第 三 種	学校教育活動 を通じ学校に おいて流行を 広げる可能性 のあるもの	結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
		コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チ フス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結 膜炎、その他 （その他の感染症）溶連菌感染症、手足口病、伝染 性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）、マイコプラズマ感染症など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで。 その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置す れば流行拡大の可能性があるため、学校で流行が起こった場 合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の 意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることがで きる疾患。

※通常、出席停止措置不要の感染症はアタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）です。診断された場合は保健室へ報告してください。

中高保健室 Tel 0422-37-3817

（参考）インフルエンザ療養期間は下記の出席停止期間を参考にしてください。

インフルエンザ出席停止期間 早見表 （発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでは療養してください）								
	発症日	発症後						
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に解熱	発熱（発熱）	解熱	解熱後1	解熱後2	経過観察	経過観察	登校	
最低基準	出席停止						可能	
発症後2日目に解熱	発熱（発熱）	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	経過観察	登校	
	出席停止						可能	
発症後3日目に解熱	発熱（発熱）	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	登校	
	出席停止						可能	
発症後4日目に解熱	発熱（発熱）	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	登校
	出席停止							可能